

令和4年度 おおさか気候変動対策賞 実施要領

【特別賞（愛称：“涼”デザイン建築賞）用】

令和4年8月

1. 趣旨

- (1) 大阪府気候変動対策の推進に関する条例（以下「府条例」といいます。）に基づき、建築物におけるヒートアイランド現象の緩和に関し、他の模範となる特に優れた取組みをした建築主及び設計者を表彰します。
- (2) 取組内容をホームページ等で広く公表することにより、建築主及び設計者の意欲を高めるとともに、ヒートアイランド対策の一層の普及促進を図ります。

2. 賞の名称及び種類

- (1) 賞の名称は、「おおさか気候変動対策賞」とします。
- (2) 建築物の新築、増築又は改築にあたりヒートアイランド現象の緩和対策の優れた取組みを実施した建築主及び設計者に特別賞（愛称：“涼”デザイン建築賞）が授与されます。（「涼」は「りょう」と読みます。）

この特別賞は、大阪府気候変動対策事業活動表彰制度要綱第6条第2項第2号の規定に基づき授与するものです。
- (3) (2)の特別賞の表彰数は、10件程度以内とします。「4. 審査基準」を満たす応募のうち、同基準の(2)①の評価値が高いもの、(2)②の評価値が高いものの順に選考します。

3. 対象となる取組み事例

- (1) 敷地内の室外歩行者空間等の暑熱環境を緩和する取組み
 - ① 敷地内の歩行者空間等へ風を導く取組み
 - ② 夏期における日陰を形成する取組み
 - ③ 敷地内に緑地や水面等を確保し、舗装面積を小さくする取組み
 - ④ 屋上、外壁の建築外装材料に配慮する取組み
 - ⑤ 建築設備に伴う排熱の位置等に配慮する取組み
- (2) 敷地外への熱的な影響を低減する取組み
 - ① 地域の温熱環境の状況を事前に調査する取組み
 - ② 風下となる地域への風通しに配慮する取組み
 - ③ 地表面被覆材料に配慮する取組み
 - ④ 屋根、外壁の建築外装材料に配慮する取組み
 - ⑤ 建築設備から大気への排熱量を低減する取組み
 - ⑥ 温熱環境悪化改善の効果を確認する取組み

4. 審査基準

次の（１）及び（２）を満たしていることとします。

（１）建築物環境計画書及び建築物工事完了の届出

府条例又は「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」に基づき、建築物環境計画書の届出がなされ、令和３年度に工事が完了し、その旨の届出がなされた特定建築物であること。

※特定建築物とは、新築については延べ面積 2,000 ㎡以上、増築・改築については増築・改築部分の床面積の合計 2,000 ㎡以上の建築物をいいます（以下同じ）。

（２）取組内容の評価

届出がなされた建築物環境計画書において、次に掲げるヒートアイランド現象の緩和対策等に関する取組み内容の評価結果がいずれも確認できること。

ただし、建築物環境計画書変更届出がなされている場合は、変更後の評価結果による。

① 建築物の敷地内の室外歩行者空間等の暑熱環境を緩和し、建築物の敷地外への熱的な影響を低減する優れた取組みを実施していること。

（CASBEE-建築（新築）の評価項目のうち「Q3-3.2 敷地内温熱環境の向上」及び「LR3-2.2 温熱環境悪化の改善」の得点の平均がレベル 3.5 以上であること。）

② 建築物の総合的な環境性能に関し、一般的な水準以上の取組みを実施していること。

（CASBEE-建築（新築）により評価した建築物の環境効率（BEE）が 1.0 以上であること。）

※CASBEE：建築環境総合性能評価システム(Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)

「CASBEE」は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が保有する登録商標です。

CASBEE-建築（新築）のバージョンは届出にあたり使用したのものによります。

5. 応募方法

（１）応募資格

① 大阪府内（大阪市及び堺市を含みます。）に建築された特定建築物の建築主及び設計者とします。

ただし、国又は府が設置管理する特定建築物を除きます。

※ 1 棟ごとに建築主と設計者で調整し、1 の応募としてください。

ただし、建築基準法第 86 条に基づき一団地認定を受けている場合は、「4. 審査基準」を満たす複数棟の特定建築物について 1 の応募とすることができます。この場合、工事の完了の時期については、複数棟のうち工事完了日が最も遅い棟の工事完了日が令和 3 年度であることを要件とし、その他の棟の工事完了日は令和 2 年度以前であっても差し支えありません。

② 次のいずれかに該当する者は応募できません。また、応募後に該当することとなった場合は表彰対象から除きます。

- ・大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
- ・その他、本賞にふさわしくないと大阪府が判断した者

例) 法律や大阪府条例に基づく改善勧告、改善命令、罰則等を受けている者

(2) 応募書類と提出方法

① 応募書類の様式と書類名称

様式	書類名称
様式 1	応募申請書 (Word)
様式 2	写真貼付用紙 (Word)

応募書類の記載内容により、追加で資料の提出を求める場合があります。

提出された応募書類は返却しません。

② 提出方法

応募書類の印刷物 2 部 (カラー) 及び電子データ 1 部 (CD-R) を 10. の「おおさか気候変動対策賞 (建築物関係) 事務局」宛に提出 (持参又は送付) してください。

※送付された場合、受領日から 1 週間以内に到着のご連絡をいたします。1 週間を過ぎても連絡がない場合は、お手数ですが、事務局 (06-6210-9725) までご連絡をお願いします。

③ 応募期間

令和 4 年 9 月 1 日 (木) ~ 令和 4 年 11 月 30 日 (水) 午後 5 時

6. 現地確認

審査・選考の前に、必要に応じて事務局が現地確認を行います。

現地確認を実施する場合、建築主には、事務局から設計者を通じて事前に通知します。

7. 審査・選考

大阪府知事が決定します。

8. 審査スケジュール

令和 4 年 12 月 ~ 令和 5 年 1 月 現地確認 (必要に応じて実施します。)

令和 5 年 1 月 ~ 令和 5 年 2 月 審査・選考 (非公開)

9. 審査結果の発表、表彰

審査・選考後、応募者全員に審査の結果を通知します。

なお、令和 5 年 2 月または 3 月に表彰式を行う予定です。

また、表彰式後に、受賞者の取組みの概要を大阪府ホームページ上に掲載します。その際、応募書類中の写真等を使用することがありますので、あらかじめご了承ください。

※表彰式については、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のため、中止になる場合があります。

参考： 大阪府 建築物の環境配慮制度のページ

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/casbee_index_html/index.html

10. 問い合わせ・応募書類提出先

おおさか気候変動対策賞（建築物関係）事務局

（大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課 建築環境・設備グループ）

住所： 559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 27 階

TEL： 06-6210-9725（ダイヤルイン）

E-mail： kenchikukankyo-g06@gbox.pref.osaka.lg.jp